

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改正後				改正前							
業 種 目			(単位：円)	業 種 目			(単位：円)				
大 分 類	中 分 類	小 分 類	A (株価)	大 分 類	中 分 類	小 分 類	A (株価)				
			平 成				平 成				
			25 年				25 年				
			12月分				12月分				
(製造業)			}	(製造業)			}				
<i>(化学工業)</i>				<i>(化学工業)</i>							
医薬品製造業	23	医薬品原薬、医薬品製剤、生物学的製剤、生薬・漢方製剤及び動物用医薬品の製造を行うもの		<u>838</u>	医薬品製造業	23		医薬品原薬、医薬品製剤、生物学的製剤、生薬・漢方製剤及び動物用医薬品の製造を行うもの	<u>839</u>		
～ (中略) ～	24～34	～ (中略) ～		～(中略)～	<同左>	24～34		<同左>	<同左>		
はん用機械器具製造業	35	はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取付けをすることで用いられる機械器具の製造を行うもの。例えば、ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置の製造など		<u>215</u>	はん用機械器具製造業	35		はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取付けをすることで用いられる機械器具の製造を行うもの。例えば、ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置の製造など	<u>216</u>		
(情報通信業)				}	(情報通信業)			}			
情報サービス業					419	情報サービス業			418		
～ (中略) ～	62・63	～ (中略) ～			～(中略)～	<同左>			62・63	<同左>	<同左>
インターネット附属サービス業	64	インターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供するもの、音楽、映像等を配信する事業を行うもの及びインターネットを利用する上で必要なサポートサービスを提供するもの		<u>1,454</u>	インターネット附属サービス業	64		インターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供するもの、音楽、映像等を配信する事業を行うもの及びインターネットを利用する上で必要なサポートサービスを提供するもの	<u>1,452</u>		
(金融業、保険業)				}	(金融業、保険業)			}			
金融商品取引業、商品先物取引業			<u>195</u>		金融商品取引業、商品先物取引業				<u>196</u>		
その他の金融業、保険業	99	金融業、保険業のうち、98から98に該当するもの以外のもの	<u>1,156</u>	その他の金融業、保険業	99	金融業、保険業のうち、98から98に該当するもの以外のもの	<u>1,154</u>				